一　保安林の所在場所　広島県府中市鵜飼町字十輪院谷一二、一四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字堂ノ川四二五・四二八の一・四二八の二・四二九・字向久保四八三の一・四八六の三・四八八の二・日之影町大字分城字後東下一二〇六の六八・字田吹一二六八・一二七〇の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六九、大字七折字中尾内一〇五一一の五（次の図に示す部分に限る。）、一〇三二四の一、一〇五一一の六、一〇五一一の七、一〇五一八の一、一〇五一八の二、一〇五二二、一〇五二三の一、一〇五二三の二、都城市安久町四二六三の三・四二六三のハ・関之尾町七二一四の二四・七二一四の二五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、高野町一六一六の五、一六一八の一、山田町山田字床浪一一四の四・一一四の二九・一一四の三〇・字上椎屋六三〇九の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに都城市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県阿波市市場町大影字相栗一四八の一の一九、吉野川市美郷字栩谷二八七
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字相栗一四八の一の一九（次の図に示す部分に限る。）、字栩谷二八七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町阿野字名田河一九一の三、那賀郡那賀町川成字藤ケ内六の二四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県吉野川市山川町浦山一〇の一、一六の三、一八の二三、一八の二四、一八の五五、一九の一、一九の四から一九の八まで、美郷字大鹿三三〇、三好市東祖谷菅生六二一の一、六二三の六、六三二の一、東祖谷釜ケ谷一四三、一四六の二、西祖谷山村南山九一、一五六の三の一（次の図に示す部分に限る。）、一五七の一、一五八、那賀郡那賀町内山字日浦一五の四、名西郡神山町上分字中津三四六の一、四四三の一、字大中尾六七二、七五七、七八三の二、七八四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
山川町浦山一〇の一、一六の三、一八の二三、一八の二四、一八の五五、一九の一、一九の四から一九の八まで、字大鹿三三〇・東祖谷菅生六二一の一・六二三の六・六三二の一・東祖谷釜ケ谷一四三・一四六の二・西祖谷山村南山九一・一五六の三の一・一五七の一・一五八・字日浦一五の四（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字中津三四六の一、四四三の一・字大中尾六七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七五七、七八三の二、七八四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町丈ケ谷字六丁目浦二一、二二、二五の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町中庄二五八四の二の七六、三好市池田町州津葛ケ久保一〇五三の四、一〇六四・一〇六六・一〇六七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、東祖谷釜ケ谷一四六の三、阿波市市場町大影字相栗一四八の一の二四から一四八の一の二六まで、一四八の一の三〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
中庄二五八四の二の七六・葛ケ久保一〇五三の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇六四、一〇六六、一〇六七、東祖谷釜ケ谷一四六の三（次の図に示す部分に限る。）